知多市ネーミングライツパートナー募集要項

１　目的

知多市では、行財政改革の取組の一つとして、「経営資源の活用」及び「民間との連携強化」の視点から、民間資金を活用して公共施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、市が所有する施設に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得するネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

２　ネーミングライツの対象施設

別紙「募集概要書」に掲げる施設（以下「施設等」という。）を対象とします。

３　ネーミングライツの範囲

(1) 施設等に法人名、商品名等を付けて施設の愛称として使用できます。

(2) 市は、ネーミングライツによる愛称を市広報、公式ホームページ等の情報媒体において積極的に使用し、その周知に可能な限り努めるものとします。

ただし、必要があると認める場合は、愛称に加え、正式名称を併記する場合があります。

なお、愛称の使用に当たって、愛称についての知的財産権をパートナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用できることとします。

(3) ネーミングライツによって命名される愛称は、一般的な呼称として用いるものをいい、条例等で定める正式な施設名称を変更するものではありません。

(4) ネーミングライツは、契約行為により付与するものとし、地方自治法上の私権の設定には当たりません。また、施設の所有権、経営権等に影響を与えるものではなく、第三者に譲渡又は貸与することはできないものとします。

４　パートナーの応募資格

パートナーは、法人とし、次に掲げる事項に該当し、又は該当する事業を行う者を除きます。

(1) 法令等に違反している者

(2) 市から指名停止又は指名見合せ措置を受けている者
(3) 知多市暴力団排除条例（平成２３年知多市条例第１６号）第２条第１号の暴力団又は同条第２号の暴力団員及びこれらと密接な関係を有すると認められる者
(4) 国税、愛知県税又は市町村税を滞納している者
(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に該当するもの又はこれに類似するもの
(6) 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業に係るもの
(7) たばこに係るもの
(8) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競争、パチンコその他これらに類するもの
(9) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
(10) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続中の者
(11) 社会上の問題となっているものに係るもの
(12) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者による施設の管理運営に支障をきたす可能性があるもの
(13) その他ネーミングライツを取得することが適当でないと市が認めるもの

５　愛称の条件等

愛称は、市民及び施設の利用者等から理解が得られるものとし、次のすべての条件を満たすものとします。なお、施設ごとに設定する条件は、別紙「募集概要書」に記載します。

(1) 知多市広告掲載要綱（平成２１年知多市告示第８号）第３条及び知多市広告掲載審査基準第２条に規定する要件を満たすもの
(2) 施設等のイメージを損なうことなく、施設等の種別が容易に理解でき、市民や利用者にとって、親しみやすい、呼びやすい愛称であること
(3) 次のいずれかに該当するものは、愛称の対象としないこととします。
ア　個人の氏名（社名の場合は可）
イ　市が運営する他の施設の名称と混同されるおそれのあるもの
ウ　著しく長い又は難解な字句を使用するなど、利用者の混乱を招くおそれのあるもの

エ　その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(4) 愛称の導入による混乱を避けるため、契約期間中、原則として愛称の変更はできません。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とパートナーとで協議の上、その可否を決定するものとします。

６　ネーミングライツ料

別紙「募集概要書」に記載のとおりとします。

利用月数が１年に満たない期間のネーミングライツ料は、月割計算とし、１円未満の端数は切り捨てるものとします。

ネーミングライツ料の納入については、年度ごとに市が発行する納入通知書により納付するものとし、契約初年度については市が指定する期日までに、次年度以降はその年の４月３０日までに納付することとします。

なお、支払は一括払いとし、分割して支払うことはできません。

また、感染症等により各施設の利用を市が制限する場合も、ネーミングライツ料は減額しません。

７　募集期間

令和８年１１月２４日（火）から１２月２３日（水）まで

知多市ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を行い、優先交渉権者を選定します。

８　応募方法

(1) 提出書類

ア　ネーミングライツ取得提案書

イ　地域貢献に関する提案書

ウ　誓約書

エ　法人の概要がわかるもの

法人の事業内容がわかるパンフレット又はホームページを印刷したもの等をご用意ください。

オ　商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

証明年月日が提案書提出時から遡って３か月以内のものとしてください。原本の写しでも構いません。

カ　納税証明書（国税）

様式「その３の３」（未納税額のない証明）で、直近事業年度のもの。

証明年月日が提案書提出時から遡って３か月以内のものとしてください。原本の写しでも構いません。

キ　納税証明書（愛知県税）

法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、自動車税種別割の納税証明書（未納の税額がないこと用）

証明年月日が提案書提出時から遡って３か月以内のものとしてください。原本の写しでも構いません。

ク　愛称の標示イメージ（歩道橋のみ）

任意様式で提出してください。

※　市の入札参加資格を有している者は、オ、カ及びキを省略することができます。

※　知多市税については、本市に納税義務があるものに限り、市税に未納がないこと及び必要な市税が申告されていることを本市で確認します。

(2) 提出部数

紙媒体　１部

(3) 提出先

〒478-8601　知多市緑町１番地　知多市財政課

※　書類の受付時間は、午前９時から午後４時までです。（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除きます。）

※　郵送の場合は、郵送書留の方法によることとし、上記提出先への書類到着日時を提出日時とします。

(4) 留意事項

ア　応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

イ　必要に応じて追加資料を求める場合があります。

ウ　提出された書類は複写して選定委員会に提示するほか、関係機関に意見を聞くため使用することがあります。

エ　提出された書類は返却しません。また、情報公開請求があった場合には、知多市情報公開条例に基づき公開することがあります。

オ　提出期限以降における申込書類等の修正及び変更は認めないものとします。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承

諾したときは、この限りではありません。

カ　申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

９　選定方法

市職員で構成する選定委員会において、次の審査基準を基に提案に対する採用の可否、優先交渉権者※の決定等について審査及び選定を行います。その後、選定結果を速やかに全ての応募者に通知します。

なお、応募が１者の場合も選定委員会を開催します。

※　応募者のうち、パートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う法人をいいます。

〔審査基準〕

	評価項目	評価基準	配点
1	愛称、デザインは適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか	２０
2	提案金額（年額×年数）	・提案金額が最高のものを１位とし５０点を付与。２位以下は、その提案金額を１位の提案金額で除して算出した率を５０点に乗じた得点	５０
3	パートナーとして適当か	・当該施設のイメージアップにつながる提案内容となっているか ・地域貢献や支援の計画があるか	３０
合計			１００

※　提案金額の得点＝５０点×提案金額／最高提案金額

（算出例）Ａ者：提案金額５００万円（１００万円×５年）

応募者の中の最高金額→５０点

Ｂ者：提案金額４００万円（１００万円×４年）

…５０点×４００万円／５００万円→４０点

（小数点以下切捨て）

※　応募者が１者であった場合は、合計得点が８０点以上であることを優先交

涉権者として選定する条件とします。

10　契約締結

優先交渉権者として選定した者と、契約の内容について協議が整った場合にはネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

11　周知及び公表

パートナーが決定したときは、市広報、市ホームページ、報道機関への情報提供等を通じて、当該パートナーの法人名称、施設の正式名称及び命名した愛称、ネーミングライツ料、契約期間、契約に基づく地域貢献策等について広く公表します。

12　愛称の使用開始時期

(1) 看板等による愛称の掲示については、使用期間の開始後とします。

(2) 市ホームページや広報紙においては、愛称の使用期間の始期から愛称を使用するように努めます。ただし、愛称やパートナーの決定などについては、使用期間よりも前に周知します。また、指定管理者等が管理するホームページがある場合は、市における取扱いと同様とすることを基本に市が指定管理者等と調整します。

(3) パンフレットなど愛称決定時に既に使用している印刷物は、原則としてそのまま使用します。なお、残部数や改訂時期等を考慮し、市が新たに作成する印刷物については、愛称を使用することとします。また、指定管理者等が作成する印刷物がある場合は、市における取扱いと同様とすることを基本に市が指定管理者等と調整します。

13　パートナーメリット

パートナーには、次のメリットがあります。なお、メリットの権利については、第三者に譲渡又は貸与することはできないものとします。

なお、施設ごとに付与するメリットがある場合は、別紙「募集概要書」に記載します。

(1) 施設の名称看板及び案内図等の書換え、施設パンフレット等の記載変更
(2) 市のイベント開催時の周知活動、報道機関への情報提供、ウェブページでの広報等における愛称の使用
(3) その他広告看板の掲出、イベント時の広報活動、施設を利用した社会貢献活動等

14 費用負担

パートナーは、ネーミングライツ料の他、施設等に設置されている施設名の表示の変更が必要と認める場合は、別途費用を負担する必要があります。なお、施設名の表示等の変更に係る市とパートナーの費用負担は、原則として、次によるものとします。また、施設ごとに付与するメリットがある場合は、別紙「募集概要書」に記載します。

区　分		市	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更 ※	市が指定し必ず変更するもの		○
	その他のもの		○
契約期間終了後の原状回復			○
市及び指定管理者等が作成する印刷物（パンフレット、封筒等）		○	
市及び指定管理者等が管理するホームページの表示変更		○	

※　敷地外や新規の看板設置等は、愛知県屋外広告物条例を遵守することとし、パートナーが市や関係機関等と協議を行い、必要な許可等を受けた上で行うこととします。

15 契約解除等

(1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。
ア　指定する期日までに命名権料の納入がないとき
イ　パートナーが法令等の規定に違反したとき
ウ　パートナーが４の各号に掲げる事項に該当し、又は該当する事業を行う者であることが明らかになった場合
エ　パートナーが社会的信用を損なう行為等により市又は当該施設のイメージ

が損なわれた、又は損なわれるおそれがある場合

オ　市とパートナーとの合意により契約を解除するとき。

(2) 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、書面にてパートナーに通知します。

(3) パートナーは、契約を解除されたときは、市に対し、既に納入されたネーミングライツ料の返還及び被った損害を請求することができません。また、原状回復に必要な費用等はパートナーが負担するものとします。ただし、(1)オにより契約を解除する場合で、市とパートナーが合意した場合は、この限りではありません。

16　リスク負担

(1) パートナーが設置した看板等が損傷、汚損等した場合は、パートナーの責任において速やかに復旧するものとします。

(2) パートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、パートナーが負うものとします。

(3) その他、特に定めのないリスクが生じた場合は、市とパートナーが協議し決定します。

17　担当及びお問い合わせ

(1) 担当

〒478-8601　知多市緑町１番地

知多市財政課　契約・物品管理チーム

電　話：0562-36-2632（直通）

ＦＡＸ：0562-32-1010（代表）

(2) 質問の受付

提案にあたり質問がある場合は、質問事項を記載した文書（任意様式）を電子メールでご提出ください。なお、質問及び回答は、公平を期すために市ホームページに掲載することがあります。

《質問の提出先》知多市財政課　zaisei@city.chita.lg.jp